

浦安市知的障がい者地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例

浦安市障がい者等一時ケアセンターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 本市は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者（以下「知的障がい者」という。）を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他知的障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を提供することにより、知的障がい者の福祉の増進を図るため、浦安市知的障がい者地域活動支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
浦安市知的障がい者地域活動支援センター	浦安市東野一丁目 8 番 2 号

（開館時間及び休館日）

第 3 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

（事業）

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第9号に規定する事業のうち、知的障がい者に関するもの
- (2) 法第77条第1項第3号に規定する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知的障がい者の福祉の向上及び増進に関する事業

（指定管理者による管理）

第 5 条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の承認等に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務に関すること。

(利用することができる者)

第7条 センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている15歳以上の者（15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障がいと判定を受けた者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(利用の承認)

第8条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により承認をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(利用の不承認)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用の承認をしないことができる。

- (1) センターを利用しようとする者が、伝染性の疾患を有する者であるとき。
- (2) センターを利用しようとする者が、疾病又は負傷により、医療機関において入院を要する者であるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用の承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、第8条第1項の規定により承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、その承認を偽りその他の不正の手段により受けたことが明らかになったときは、その承認を取り消し、又はその利用を中止させなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認を取り消し、又はその利用を中止させることができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に掲げる事由が生じたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第13条 センターの使用料は、これを徴収しない。

(秘密の保持)

第14条 センターの職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(規則への委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前の利用に係る改正前の第12条に規定する費用等については、なお従前の例による。